

◎新潟県告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市欠之上字沢山826の5・826の23・826の25（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため